

## 電子営業許可証管理弁法（試行）意見募集

株式会社クララオンライン  
コンサルティングチーム

### <要約>

2018年12月6日、国家市場監督管理総局は「電子営業許可証管理弁法（試行）」（以下、「本弁法」という）を公布し、12月12日までパブリックコメントを募集した。

電子営業許可証の発行が始まって、従来通り紙の営業許可証を選択することもでき、紙と電子版の両方の発行を受けることも可能だ。外国企業が多く進出する上海では、すでに電子営業許可証の試験運用が行われている。

### 1. 電子営業許可証とは

- 本弁法の「電子営業許可証(电子营业执照)」とは、市場監督管理部門が統一して発行する市場主体の登記情報を記録した電子証明書を指す。電子営業許可証は紙の営業許可証と同一の法的効力を持つ。
- 電子営業許可証は市場監督管理部門が発行する。発行に際し、費用は徴収しない。
- 市場主体の設立登記後、電子営業許可証は即時作成される。電子営業許可証はスマートフォン等にダウンロードされた電子営業許可証アプリを通じて受け取り、ダウンロード、使用することができる。
- 電子営業許可証を取得した市場主体は、電子営業許可証のデータを印刷して、住所地あるいは営業場所の目立つ位置に掲示するか、モニター等を用いてデジタル形式で表示しておかなければならない。

### 2. 想定される利用シーン

電子営業許可証は市場主体の身分証明書として次のような場合に利用できる。

- 営業許可証により市場主体の身分を示す場合、或いは身分の認証や証明をする場合。



- 市場主体が事業の登記手続きをする場合。
- 市場主体の身分でインターネットシステムやプラットフォームにログインし、各種手続きを行ったり、事業活動を展開したりする場合。
- 国家企業信用情報公示システムにログインし、年度報告を送信したり、自主的に情報を公開したりする場合。
- 市場主体の身分で電子ファイル、フォーム、データ等に電子署名を付与する場合。
- インターネット上で営業許可証の情報とリンクを公開する場合。
- 関連する個人または事業者に権利を与え、市場主体のデータや情報を共有、送信、取得する場合。
- 営業許可証の使用および提供が必要な場合。

● 原文(中国語)

[http://samr.saic.gov.cn/gg/201812/t20181206\\_277314.html](http://samr.saic.gov.cn/gg/201812/t20181206_277314.html)

本レポートは「中国法令アラートサービス 2018 年 12 月号」の内容を一部抜粋、編集したものです。「中国法令アラートサービス」では、最新の法令・制度変更に関する詳細および予想される影響、クララオンラインが実務で得た動向変化に関する情報等を毎月レポート形式でお届けしています。 <https://www.clara.jp/consulting/>

- 本レポートに含まれる情報は一般的なご案内であり、包括的な内容であることを目的としておりません。また法律・条令の適用と影響は、具体的な状況によって大きく変化いたします。具体的な事業展開にあたってはクララオンライン コンサルティングサービスチームより御社の状況に特化したアドバイスをお求めになることをおすすめいたします。また本書の内容は 2019 年 4 月 10 日時点で編集されたものであり、その時点の法律及び情報、為替レートに基づいています。

本書はクララオンライン コンサルティングサービスチームにより作成されたものです。クララオンラインの中国、台湾、韓国、シンガポールなどアジア各国のインターネットコンサルティングサービスに関するお問い合わせは以下の連絡先までお気軽にご連絡ください。asia@clara.ad.jp または +81(3)6704-0776